

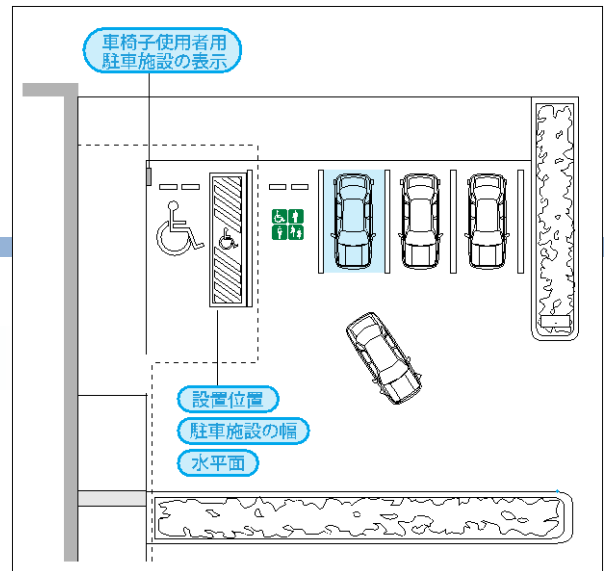
# 1 建築物

## (7) 駐車施設

### 設計のポイント

自動車は高齢者、障害者等にとって重要な移動手段であることから、車椅子使用者用駐車施設の確保が必要です。

- 車椅子使用者用駐車施設は、建築物の出入口に近い場所に設けるとともに、車椅子使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、車椅子使用者であることの表示が必要です。
- 雨天や降雪時の車椅子等の乗降を考慮して、駐車施設の上部には、庇等を設けることが望まれます。



### 整備基準

【適用施設／建築物（事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）】

#### ■ 整備基準

- 1 多数の者が利用する駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数<sup>①</sup>以上設けること。ただし、**車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2に定める場合**又は**高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合**<sup>②</sup>は、この限りでない。
  - イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下イ及びロにおいて同じ。）が200以下の場合  
当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げた数）
  - ロ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合  
当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げた数）に2を加えた数

#### ■ 基準の解説

- ① 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数算定する。
- ② 施設の立地や使用形態により、玄関前までの自動車による送迎が主たる来訪手段の場合など、高齢者・障害者の歩行が想定されない場合は、基準の適用を除外します。また、車の乗降場所から出入口までの区間は整備が必要です。

- 2 車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものは、次のイ又はロに定める場合とする。
  - イ 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗り降りすることが可能な場所が1以上設けられている場合
  - ロ 多数の者が利用する機械式駐車場及び当該機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に定める基準に適合する場合

- (1) 当該機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乘降することが可能な場所が1以上設けられていること。
- (2) 当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、1の本文に定める数以上であること。

3 車椅子使用者用駐車施設は次に定める構造とすること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2口(1)に定める場合又は**高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合<sup>②</sup>**はこの限りでない。

- イ 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- ロ 幅は、**350cm以上<sup>③</sup>**とすること。
- ハ 車椅子使用者用である旨を**見やすい方法により表示<sup>④</sup>**すること。
- ニ 床面は、**水平<sup>⑤</sup>**とすること。

- ③ 車体幅210cmに、車椅子が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース(140cm)を加えた幅です。
- ④ 乗降用スペースと駐車区画の標示又は看板があれば、標識はなくても構いません。
- ⑤ 床面に傾斜がある場合、車椅子の乗り移りの際に滑って転倒する場合があります。

## さらに望ましい基準

### ■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

#### 駐車場

- 1) 車椅子使用者用駐車施設の数は、駐車場の全駐車台数に2/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とすること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乘降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとすること。
  - イ 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設へ通ずる(1)「出入口」(P.45 参照)に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路 3) に定める構造の駐車場内の通路又は(2)「敷地内の通路」1) から 3) (P.50 参照)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
  - ロ 幅は、350 cm以上とすること。
  - ハ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- 3) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、(2)「敷地内の通路」1) から 3) までに定める構造とすること。